

平成28年4月から、水道料金・ 下水道使用料などを改定します

市では、水道料金・下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料の見直しを行い、平成28年4月から料金・使用料を改定します。市民の皆さんに安全で安心な水をご利用いただくとともに、衛生的で快適な暮らしを守るため、今後とも努力してまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

水道料金・下水道使用料改定の背景

現在の水道料金は、旧袋井市・旧浅羽町・笠原簡易水道事業でそれぞれ異なっていた料金を、平成22年に統一したものです。

今回の改定は、災害時でも皆さんに水を安定的に供給できるよう幹管路の耐震化など施設の更新を進めるとともに、人口減少などにより水需要が減少していく状況においても水道事業の経営の安定を維持・継続し、安定した水の供給を目指すために実施するものです。

また、下水道使用料は、平成11年の供用開始時に設定した使用料を平成17年の市町合併時に統一したものであり、使用料収入で賄うべきとされる汚水処理費(維持管理費と起償償還費)を賄いきれていないため、現在の下水道会計は毎年生じる収支不足を一般会計からの繰入金で賄っている状況です。

そのため、今回の改定は、汚水処理費のうち、施設の維持管理費(人件費を除く)の一部を使用料で賄うために実施するものです。

新しい料金・使用料体系について

新しい水道料金・下水道使用料の体系は、市民や企業の代表者・有識者などからなる「袋井市水道料金等懇話会」を設置し、広く経営改善に向けた意見をいただき、改定に取り組みました。

改定にあたっては、将来にわたり水道・下水道事業を安定的に維持していくため、平成28年度から平成32年度までの必要経費などを算出し、新たな料金・使用料体系を設定しました。

市では、今回の改定とともに懇話会から提示された経営改善に向けた取り組みを進め、今後とも経費の節減や経営の効率化などに努めてまいります。

●新しい料金・使用料体系の内容

「従量区分・基本水量の変更」

▽水道料金…これまでの水道料金の従量料金は、使用量に応じた5つの料金区分に分かれていましたが、新しい料金体系では3つの料金区分になります。
(次ページの表1・2参照)

▽下水道使用料…これまでの下水道使用料の基本水量は、1か月当たり10立方メートルでしたが、1人当たりの実質

使用水量に合わせ、8立方メートルにします。また、従量料金は4つの料金区分に分かれていましたが、水道料金と同じ3つの料金区分になります。
(次ページの表3・4参照)

●検針期間に4月1日を含む場合の

料金計算方法(料金の日割り計算方法)

新しい水道料金・下水道使用料の適用日は、平成28年4月1日からとなりますが、使用水量の検針は2か月に1回となつているため、4月1日が含まれる期間(検針期間)には、新旧の異なる料金・使用料体系が適用されます。

このため、この期間の使用水量は毎日均等とみなし、前回検針日の翌日から平成28年3月31日までの日数と、平成28年4月1日から検針日までの日数により料金を日割りで算出します。

水道料金に関するお問い合わせ

☎水道課総務経理係 23-19214

下水道使用料・農業集落排水処理施設

使用料に関するお問い合わせ

☎下水道課管理係 23-19219

水道料金・下水道使用料改定に伴う住民説明会を開催します

- ◇新しい水道料金・下水道使用料や改定の経緯などについて、ご説明いたします。
- ◇事前の申し込みは不要です。ご都合のよい会場へ、直接お越し下さい。



住民説明会開催日時・会場

日	時	所
12月10日(木)	午後7時～	メロープラザ1階 第1・第2会議室
12月14日(月)	午後7時～	月見の里学遊館2階・集会室C
12月17日(木)	午後7時～	袋井南公民館1階・ホール

新しい水道料金・下水道使用料体系（2か月・税込み）

◇水道料金・下水道使用料は、「基本料金」と、使用した水量に応じて定められている「従量料金」の合計で算出されます。
 ◇料金・使用料は、2か月に1回検針を行い、2か月分をまとめて請求します。なお、1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。

●表1 水道の基本料金

口径	現行料金		新料金	
	基本料金	基本水量	基本料金	基本水量
13ミリメートル	1,296円	16立方メートルまで	1,425円60銭	16立方メートルまで
20ミリメートル	2,262円84銭		2,484円	
25ミリメートル	2,674円28銭	なし	2,937円60銭	なし
30ミリメートル	4,114円28銭		4,525円20銭	
40ミリメートル	8,845円70銭		9,720円	
50ミリメートル	15,839円98銭		17,420円40銭	
75ミリメートル	45,874円28銭		50,457円60銭	
100ミリメートル	97,714円28銭		107,481円60銭	

●表2 水道の従量料金（使用水量1立方メートル当たり）

使用水量	現行従量料金		新従量料金	
	口径13・20mm	口径25mm以上	口径13・20mm	口径25mm以上
1～16立方メートル	基本料金に含む		基本料金に含む	
17～50立方メートル	149円14銭		155円52銭	
51～100立方メートル	159円42銭		166円32銭	
101～200立方メートル	169円71銭		176円 4銭	
201立方メートル以上	179円99銭			

●表3 下水道・農業集落排水施設の基本使用料

現行使用料		新使用料	
基本料金	基本水量	基本料金	基本水量
1,512円	20立方メートルまで	1,296円	16立方メートルまで

●表4 下水道・農業集落排水施設の従量料金（使用水量1立方メートル当たり）

使用水量	現行従量料金	新従量料金
1～16立方メートル	基本料金に含む	基本料金に含む
17～20立方メートル		111円24銭
21～50立方メートル	97円20銭	136円 8銭
51～100立方メートル	118円80銭	149円 4銭
101～200立方メートル	129円60銭	
201立方メートル以上	140円40銭	

料金の計算方法例（水道：口径13ミリメートルの場合）

◇2か月に60立方メートルを使用した場合の水道料金・下水道使用料の計算方法は、次のとおりです。

●新水道料金 ①口径13ミリメートルの基本料金…1,425円60銭
 ②17～50立方メートルの従量料金…34立方メートル×155円52銭＝5,287円68銭
 ③51～60立方メートルの従量料金…10立方メートル×166円32銭＝1,663円20銭
 合計…①+②+③＝8,376円48銭 → 1円未満切り捨てのため、水道料金は**8,376円**となります。

●新下水道使用料 ①基本料金…1,296円
 ②17～50立方メートルの従量料金…34立方メートル×111円24銭＝3,782円16銭
 ③51～60立方メートルの従量料金…10立方メートル×136円 8銭＝1,360円80銭
 合計…①+②+③＝6,438円96銭 → 1円未満切り捨てのため、下水道使用料は**6,438円**となります。